

野菜構造改革促進特別対策事業の平成 19 年度執行方針について

1. トマトの重要病害であるトマト黄化葉巻病の発生拡大を防ぐため、農林水産省では 2 月 19 日、全国規模の対策会議において、被害の拡大阻止に向けて全力を挙げていくことを確認しています。

2. これに伴い、野菜構造改革促進特別対策事業の平成 19 年度執行方針については、事業実施主体が産地強化計画を策定し、県知事の認定を受けている産地を区域とする者であることを採択要件とし、トマト黄化葉巻病の発生拡大の阻止に向けた産地の取組に対し、重点的に支援を行うこととします。

- ①. 施設開口部の防虫ネットの導入にかかる資材費
- ②. 害虫誘因・粘着資材の導入にかかる資材費
- ③. 紫外線カットフィルムの導入にかかる資材費

注 1 : ①については、人件費や循環扇等の付随する資材費については補助対象としない。

注 2 : ②については、薬剤抵抗性を助長する恐れがある薬剤塗布テープ等は補助対象としない。

注 3 : ③については、①と併せて導入することを必須とし、単独の導入は補助対象としない。

3. なお、平成 18 年度と同様、セイヨウオオマルハナバチの特定外来生物指定に対する産地の取組に対しても、引き続き、支援を行うこととします。

- ①. 在来種（クロマルハナバチ）の導入
- ②. 防虫ネット（温室からマルハナバチが逸出するのを防止する効果があるもの）の導入にかかる資材費

注 1 : ①については、在来種（クロマルハナバチ）を導入する場合とセイヨウオオマルハナバチを導入する場合の差額の 1 / 2 以内を補助対象とする。

注 2 : ②については、人件費や循環扇等の付随する資材費については補助対象としない。